

秩父演習林における無人航空機（UAV）利用について

無人航空機（UAV）を利用した研究は、以下を満たす場合にのみ認められます。

- ・教育研究計画書の提出の際に、秩父演習林の指定する確認書の条件を満たすことを確認し、確認書を提出すること。

- ・飛行に関する詳細が決定次第（利用申込よりも前に）、飛行計画書（飛行区域と飛行時間を明記、様式自由）を提出すること。なお、飛行計画書の提出がない場合には利用申込書を受理しない。

- ・UAV 落下に伴い火災が発生しうることを考慮し、以下を厳守すること。

- 適切な消火装備：携帯用の消火器・消火スプレー等を用意すること（リチウムイオン電池等使用する機器・装備に対して使用可能なことを確認すること）。

- 実施場所の制限：落下した際に直ちに機体の確認に行けない場所の上空での飛行は禁止（河川の対岸、急傾斜地など）。その他、演習林の判断で飛行を制限する可能性がある。

- 飛行時期の制限：落葉後積雪前および融雪後芽吹き前ならびに乾燥注意報発令時は原則として飛行禁止。やむを得ず飛行させる場合は、最大限の火災予防対策を施すことを条件とする。また、強風等、当日の天候条件によって飛行中止の判断をすること。

- ・法令を遵守し、必要な許可・承認手続きは利用者が行うこと。

参考資料

- ・国土交通省 web > 無人航空機（ドローン・ラジコン等）の飛行ルール

- <http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html>

- ・国土地理院 web > 公共測量における UAV の資料に関する安全基準（案）

- <<https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/uav/index.html>>